

須坂市農業施策に関する意見書

須 坂 市 農 業 委 員 会

須坂市農業施策に関する意見書

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、農業委員会の活動、運営に格別なるご理解、ご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、我が国の農業・農村を取り巻く状況は依然として厳しく、農業従事者の高齢化と担い手不足、それに伴う遊休農地の増加といった構造的な課題、ウクライナ情勢等による飼料、肥料、生産資材等の価格の高止まり、さらには気候変動に伴う自然災害の増加や農産物の品質低下など、多くの課題に直面しています。

当市においても、担い手の高齢化と後継者不足は深刻な課題であり、基幹的農業従事者の6割近くを70歳以上の農業者が占めるなか、農業従事者のリタイアなどにより、近い将来、耕作されない農地が急増し、農業と農村の維持が困難となる地域が生じる可能性もあることから、今後、地域の農地をどう守るか、誰が担っていくのかを明確にしていくことが必要になっています。

このことから、現在、市農林課及び農業委員会では、地域農業の今後の方向性や将来における農地の受け手などについて、地域の皆さんと話し合い、その結果を「地域計画」「目標地図」としてまとめる取り組みを進めており、こうした取り組みのなかで浮かび上がった様々な課題についての対応が、当市における農地等の利用の最適化を進める上で極めて重要となります。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進に必要な事項の実現と須坂市農業の生産基盤のより一層の強化を図るため、次年度の農業施策の企画立案及び予算編成にあたり考慮いただきたく、「農業委員会等に関する法律」第38条の規定に基づき「須坂市農業施策に関する意見書」を提出いたします。

2024年11月19日

須坂市長 三木 正夫 様

須坂市農業委員会
会長 神林 利彦

I 農業振興対策について

(1) 須坂市のブランド力向上について

須坂市のふるさと納税では、2023 年度の寄付受け入れ件数と金額がともに県内 1 位となりましたが、その要因として須坂市の強みの一つであるリンゴやブドウなどの農産物が大きく貢献しているものと思います。しかしながら、この実績が須坂市の認知度の向上に今ひとつ十分に反映されていないのではないかと感じています。

須坂市のブランド力が向上することで、須坂産農産物の価値も更に高まり、価格や生産意欲向上にもつながるものであると考えます。

今後は、イオンモールのオープンも控えていることと思いますので、関係団体等とも連携し、須坂市のブランド力が「小布施町の栗と北斎」「戸隠のそば」「飯綱町のリンゴ」「信濃町のトウモロコシ」などのような認知度の域まで浸透し効果が実感できるものとなるよう、工夫を凝らした振興施策の事業展開を図られたい。

(2) 農業関係機関との連携強化について

本年は夏から秋にかけての猛暑の影響により、リンゴやブドウで着色不良が見受けられました。また、病害虫の関係では、ハスモンヨトウなどの大量発生による農作物被害も発生しています。

これらは、気候変動に伴う温暖化が要因の一つとも言われ、温暖化によりこれまでの常識や経験が通用しない状況になりつつあり、生産者もその対策・対応に苦慮することが多くなっています。

幸いにして、市内には、県の果樹試験場や病害虫防除所などの専門機関があります。それぞれの機関と連携してそのノウハウを生産者へ迅速に発信できるような仕組みがあれば、突発的な状況にも対応が可能になると思われます。

そこで、行政と農業関係機関とがより一層の連携強化を図り、温暖化に対応した営農情報の提供をはじめ、遊休農地の利活用、新規就農者の園地確保や技術指導などの支援等、変化し続ける農業情勢や新たなニーズに対応するため、須坂市農業再生協議会と農業サポートセンターを軸とした地域農業と農業者を総合的に支援する仕組みづくり（地域営農システムの再構築）を検討されたい。

II 遊休農地対策について

(1) 遊休農地解消ボランティアについて

遊休農地解消対策事業補助金の放任果樹園加算を制度化していただき感謝します。

ただ、本補助金は遊休農地の借り手・買い手が解消する際に活用するもので、高齢化や後継者不足により担い手が減少する中、借り手もなかなか見つからない現状では本補助金を活用しての解消も進まないことから、規模拡大に依存しない解消施策も必要と思われます。

そこで、令和 4 年度に要望しましたが、農業サポートセンターで農家の有償ボランティアを募集し、農地所有者からの依頼により登録農家がトラクターや乗用草刈機等を使って除草作業を請け負うなども遊休農地解消の一助になると考えます。

遊休農地解消のボランティア農家の募集について再検討されたい。

(2) 農地の売買・貸借情報の公開について

農業委員会では、国の「全国農地ナビ」を活用して所有者情報を除く農地情報を一般に公開しています。

農地ナビは、航空写真から筆ごとの農地情報を確認するもので、市内農地の売買・貸借の情報を一覧で確認できないといった不便さがあります。

ついては、当市で運用する農地バンクの登録情報を農林課の窓口閲覧だけでなく、須坂市ホームページでも公開し、須坂市へのＩターン就農希望者等に貸借等の情報を提供できるようにしていただきたい。

(3) ニワウルシ対策について

昨年、東地区におけるニワウルシ対策について提言させていただきましたが、すでに東地区だけでなく市内各所で、さらには耕作放棄地だけでなく道路の法面や河川敷などでも広く確認されています。

先日、米子地区において地区住民らが試験的に荒廃農地のニワウルシの伐採作業をしたところ、すでに巨木化して通常のチェーンソーでは歯が立たない状況で、林業経験者などの専門家でなければ危険が伴う作業とのことでした。

ニワウルシの幼木段階での駆除に関する周知をするとともに、既に巨木化した樹体の伐採に対する経費補助や支援を改めて検討されたい。

Ⅲ 新規就農者支援について

(1) 樹園地拡大事業補助金の拡充について

新規就農者にとって、果樹棚新設などの設備投資は資金面で厳しいこともあり、就農者の多くは、どんなに古くてもブドウ棚が設置してある園地を確保し、錆びた支柱を交換したりワイヤーを張り直したりするなど、不具合箇所を修繕しながら栽培をしています。収入が少ない中、修繕費の負担割合も小さくないと聞いています。

ついては、果樹棚修繕にかかる費用（材料費）の補助について検討されたい。

(2) ブドウ園地の確保について

ブドウ栽培を希望する新規就農者が市内で就農するにあたって圃場の確保に苦慮しています。特に里親研修生の就農に際して園地の確保は里親に頼らざるを得ず、里親も農林課窓口で農地バンクの台帳で探したり、推進委員や知人などの人づてで探したりするなど、果樹棚が設置された園地を見つけるのが大変な状況です。

今年度策定予定の地域計画における目標地図により、研修生も含めた新規就農者と規模縮小農家のマッチングを進め、研修期間終了までに園地確保の目途が立つよう支援されたい

(3) 新規就農者の作業場の確保について

共同作業場は、新規就農者にとって大切な情報交換の場であり、大変有意義な施設です。当委員会としても、地域の空き家や空き倉庫等の情報収集に努めますが、市としても不足することがないよう確保に向けて引き続き取り組んでいただきたい。

(4) 農業後継者支援の充実について

農家子弟が農業次世代人材投資事業の経営開始型の支援を受ける場合、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められること等の要件があり、支援対象になることが実質的に難しいとの声もあります。農家子弟は、地域農業を支える重要な担い手でもあるので、経営を継承する場合のリスク要件の緩和等について、引き続き国に対して要望されたい。